

自転車マナーを守りましょう!



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



大阪府交通対策協議会

STOP!
ながらスマホ



<https://www.youtube.com/watch?v=0r22Hn-nbfc>

クリックしてね



← YouTube CH
サイクルモード【公式】
自転車で公道を安全に走るための
基本的なルールを解説!!
©テレビ大阪

**CYCLE
MODE**
OFFICIAL
YouTube

サイクルモード【公式】チャンネル
自転車をもっと楽しんでもらえる
様々な動画の配信をされています。

1. 道路交通法の改正

(令和4年4月27日公布・令和5年4月1日施行)

- 自転車に乗る場合は ヘルメット着用が努力義務
- 全ての年齢層が対象

2. ヘルメットは被害を軽減

- 大阪府の自転車事故死者数は27人(2021年中)
 - このうち頭部負傷が原因で亡くなった方は20人
- 20人全員がヘルメット非着用!

「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会
事務局 豊中市都市基盤部交通政策課 TEL: 06-6858-2534

